



# 会務通信

会員数/個人会員 1,037 名 法人会員 67 法人 (11月1日現在)



撮影：近藤 正行

## INDEX

◆ 愛知会の未来 Ver.2	副会長 岸田 庄司	....	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.70		....	6
◆ 土地家屋調査士仕事体験報告	副会長 大岩 芳伸	....	11
◆ 広がる道路 広がる安心 狭あい道路解消シンポジウムに参加して	広報部部員 岡地 裕治	....	13
◆ 第2回定例研修会報告	副会長 大岩 芳伸	....	14
◆ 突撃!となりの調査士事務所 vol.7	研修部理事 稲山 亮二	....	15
◆ 事務局からのご案内	広報委員 宮澤 幸男	....	17
◆ 編集後記		....	18

## 愛知会の未来 Ver.2



副会長 岸田 庄司

まずはつぶやき。現在、平成3年竣工の30戸程度のマンションに住んでいる。7~8年おきに管理組合の役員が輪番で回ってきて、今年度も9月から役員に就任した。賃貸から途中で買って組合員になったので、これで三回目。任期は1年で3回ほどの理事会と定時総会ぐらいでたいしてやることはなく、今では管理会社に丸投げみたいな感じ。

入居当時は皆30代、真新しい建物に住環境の維持や地域コミュニティの形成に関心があり、割と積極的に管理組合に関与していたかな。ママ友もあった。いつしか何人かの組合員は引っ越し、賃貸物件となって棟外組合員も増加。子供たちも巣立って、老夫婦のみに。

建物の老朽化と組合員の高齢化、管理会社の人手不足による合併などのよくある話が、我がマンションでも進行していたのである。問題は顕在化しているのに、役員1年の任期では解決できないではなく、引き継ぎさえもされていない状況（総会にも参加せず無関心な私も悪いのだが）。たまたま大手自動車メーカー本社を定年退職したばかりの方と役員をやることになったので、タッグを組んで一年で改革を実行することとなった。（改革の道筋を立てるという理事長に「あなたが理事長の間に最低限の改革を完結しないと、次の役員では無理です。やりましよう。」とはっぱをかけた）

引き継ぎされていなかった事項と問題点を洗い出し、解決の方向性をきめた。

管理規約【某団体では会則に当たる】の全面改正（修正追加する条文70くらい、項でいえばその三倍くらい。だって数次にわたる国交省の標準管理規約の改正が全然反映されてないんだもん）・使用細則【会則施行規則に当たる】の改正・新たに5個の細則（役員候補者選任細則・理事会運営細則など）の制定・管理委託契約の見直し。おおむね一か月でたたき台（改正方針文書と解説文を含む）は作成できた。主なものはこんな感じ。

役員の大立候補制・定年制・親族役員制・役員報酬・役員辞退金・任期2年の半数改選制・外部役員の登用、地域コミュニティの役割である組長と管理組合の役員との分離、議決権の割合の改正・電磁的方法の採用、などなど。

微修正は加えるとして、問題なのは組合員【会員】への説明と理解を得る作業かな。【昔どっかの団体でもやっていたかな】少なくとも臨時総会を開いて役員候補者選任細則を制定して、次年度も複数の役員が再任しないと改革は無理だろうな。その後に控える管理費【会費】の値上げと、修繕積立金【各種積立預金】の見直しは、マジ大変だ。

あくまでも個人の感想で、自己を顧みると、所属する団体に対して無関心でいると、大変な事態になっているかもしれない！！ 日本国をはじめ、どこかの資格者団体組織でも同じか。

さて、本題です。私は2年前の会務通信 No.331号で同じ（愛知会の未来）と題して記事を投稿（原稿依頼はあるから寄稿かもだけど、テーマは自分で決めているので投稿で良いか）しています。この記事 Copilot で要約してもらうと、

11月1日に選挙管理委員会から会長および副会長選出の役員選挙が告知された。選挙は2年に一度行われ、今回で18回目となる。歴史的には会長選挙の多くは無投票で行われており、直近では令和元年度・3年度が無投票だった。今回も同様なら新記録となる。

平成30年と令和2年に選挙規則が改正され、期日前投票やWEB投票が導入された。次回の選挙は令和7年1月14日に名古屋市公会堂で予定されている。改正の目的は、優秀な人材の喪失を防ぎ、選挙の透明性と参加機会を向上させるためである。

土地家屋調査士会の会員数は、昭和32年に10,776名だったが、平成14年には18,741名に増加。しかし、その後は減少し続け、令和4年には15,929名となっている。特に登録者数は近年減少しており、対策が必要とされている。愛知会は他の地域と比べて会員数の減少が少ないが、高齢化が進んでいる。

広報部は会員数減少対策として、SNSを活用した広報戦略を進めている。特に動画投稿やネット上の交流の場を提供し、若い世代の参加を促すことを目指している。

今回も11月1日に選挙公告がされ、届け出期間は11月25日～12月6日で、期日は1月14日で、期日前投票は1月6日から10日までとなっています。執筆している現時点（11/18）では、立候補の噂はありません。以前から打診している複数の会員からはよき返答はなく、定数割れの可能性が高いと感じています。発刊の時期（12/2か）に立候補者の動きがあれば良いのですが、12月から一念発起して立候補を決意しても推薦人集めで困難かとも思われます。

であるなら、現執行部から次期正副会長を互選するのが責任というものだろうと言われてしまうでしょうが、少なくとも私自身は会長職などまっぴらごめんだ（そもそも、その資質はない）。もし責任を問われたら「なら、お前がやれよ」とキレてしまうかもしれません。（我ながらなんと無責任な発言だ）

おそらく、会員の皆様がこの記事を目にしているころには、会長立候補者が決定していると思います。もしかすると私の知りえないところで会長立候補者が出て、久しぶりの選挙になるのかもしれない。いずれにしても愛知会のさらなる未来を担う新しい血の導入も必ず必要となります。現役員以外の会員の方の副会長・常任理事・理事・部員の就任についてもよろしく願います。

今度は Copilot に『土地家屋調査士会の役員をやりたくない理由は何が考えられますか』と質問してみたら、一般的な6個の理由をあげてきました。

- ①**責任の重さ:** 役員になると、組織全体の運営や重要な意思決定に関与する責任が生じます。これは非常にプレッシャーがかかる仕事です。
  - ・責任感のない私は、会務にプレッシャーは感じていない。
- ②**時間の制約:** 役員業務は通常の業務に加えて行うため、時間的な余裕がない人には負担が大きくなります。
  - ・私には関係がないが、確かに時間は取られる。事務所と家庭環境次第ですが、2期4年を全うできるか。
- ③**対人関係のストレス:** 他の役員や会員とのコミュニケーションや調整が必要であり、これがストレスの原因になることがあります。
  - ・コミュ障なのでここは辛い。人脈を広げたい、人と話すのが好きな人には向いているかも。
- ④**報酬の不十分さ:** 役員報酬が少ない場合、労力に対して報酬が見合わないと感じることがあります。
  - ・会長 20万円/月、副会長 7万円、部長 5万円、他会・他団体より高いようですが、見方によっては安い、ボランティアレベル。私の価値はいくらなの？ 時給では 1,500円です。次世代の役員のために報酬の値上げを訴えるも理解は得られない。
- ⑤**リスクの認識:** 役員としての法的リスクや責任を避けたいと考える人もいます。特に、不正行為やトラブルに巻き込まれるリスクが心配されます。
  - ・「まさか」がない限り、たいしてリスクはないと思いますが、会長と総務系は苦情対応や会員の非違行為の処分に関しては多少リスクを負います。
- ⑥**経験やスキルの不足:** 自分に役員として必要な経験やスキルが不足していると感じると、引き受けるのに不安を感じることがあります。
  - ・国家資格を持っているので、役員を引き受ける時点では、個人差はあるものの、経験もスキルもみな同じでしょう。自己肯定の問題です。

もう一つ Copilot に質問してみました。『土地家屋調査士会の役員を受けるなら、若い時のほうがよいか、年をとってからのほうがよいか』。メリットを答えてくれました。

#### ○若い時のメリット

(とはいえ 40代か 50代前半が若い時?)

- ①**エネルギーと視点の新鮮さ:** 若い世代は新しいアイデアや視点を持ち込むことができます。これにより、組織の活性化が期待できます。
- ②**キャリアの早期成長:** 役員としての経験は、キャリアにおいて大きなプラスとなります。早期に役員を経験することで、リーダーシップスキルやネットワークを広げることができます。
- ③**柔軟な時間管理:** 若い世代は家庭や他の責任が比較的少ない場合が多く、役員としての活動に時間を割くことができるかもしれません。

### 〇年をとってからのメリット

(50 後半からさすがに 68 歳までか、4 年後で平均健康寿命 72 歳)

- ①**経験と信頼:** 長年の経験と知識を持つことで、より適切な判断や問題解決ができる可能性があります。また、信頼性が高いため、他のメンバーからの支持を得やすいです。
- ②**成熟したリーダーシップ:** 人生経験を通じて得たリーダーシップスキルは、組織全体の調和や成長に寄与することができます。
- ③**人脈の広さ:** 年を重ねることで築かれた人脈が、組織運営や問題解決に役立つことがあります。

最後の Copilot への質問『土地家屋調査士会の役員を引き受けるときの心構えは』。

以下の 7 項目を掲げてきました。

- ①**責任感:** 役員として、会員全体の利益を代表して活動する責任があります。これを認識し、誠実に取り組むことが大切です。
- ②**コミュニケーション:** 他の役員や会員と円滑なコミュニケーションを図ることが求められます。意見の違いがあっても、対話を通じて解決策を見つける姿勢が重要です。
- ③**公平性と透明性:** 役員活動や決定は、常に公平で透明なものでなければなりません。すべての会員が平等に情報を得られるよう努めることが必要です。
- ④**問題解決能力:** 役員として、さまざまな問題に直面することがあります。冷静に状況を分析し、適切な対応策を講じる能力が求められます。
- ⑤**リーダーシップ:** 組織をリードし、他の会員をサポートするためのリーダーシップスキルが必要です。目標を設定し、それに向けてチームを導く力が重要です。
- ⑥**柔軟性:** 新しい状況や変化に柔軟に対応する姿勢が求められます。従来の方法にこだわらず、最善の方法を模索する姿勢が大切です。
- ⑦**協力とチームワーク:** 他の役員や会員と協力し、チームとして働くことが成功の鍵です。協力し合い、互いに支え合う姿勢が重要です。

さあ、貴方はどのタイプで、何に当てはまるのでしょうか。

愛知会の未来を背負うのは誰？

今回は時間がなく原稿の作成を Copilot に頼るという手抜きを  
してしまいました。しかし最近の AI は発達している。質問から  
回答までは 2 秒ほどしか掛からない。



愛知県土地家屋調査士会  
境界問題相談センターニュース



No.70

今号は、あいち境界問題相談センターをいつも盛り上げていただいております、あいち境界問題相談センター運営委員と調停人弁護士をしていただいております弁護士の北條政郎先生より皆さんがとても興味をそそられる報告があります。

## 判決に基づく境界杭設置の強制執行

あいち境界問題相談センター運営委員 弁護士 北條 政郎

### 1. はじめに

私は、本年の2月（名古屋市中区）と6月（小牧市）に「境界杭を設置せよ」という判決等に基づいて、境界杭設置の強制執行手続きをしました。

その概要をご説明します。

その手続は、①債務名義（杭設置を命ずる判決等）を取得する⇒②地方裁判所に代替執行・費用支払の申立をする⇒③裁判所が代替執行決定（授權決定）・執行費用額確定処分をする⇒④執行官に対して執行申立する⇒⑤実際の執行＝現地で、執行官の指示に基づいて土地家屋調査士が杭を設置する（後に執行官から執行調書が送付される⇒執行費用額確定処分の申立をして、執行官費用や印紙代・切手代など債務者に請求できる費用額を確定してもらい、金銭執行に備える、という流れのものです。

### 2. 債務名義の存在

「判決等に基づく」とは、判決の主文に「杭を設置せよ。」と宣言されていることで、具体的には、「別紙物件目録①記載の土地と同目録②記載の土地との境界は、別紙図面のA点とB点とを結んだ直線であることを確認する。」という境界確定の主文に続いて、「被告は、原告に対し、原告の費用負担を1、被告の費用負担を1とする費用負担割合をもって、別紙図面A点とB点にそれぞれコンクリート製境界杭を設置せよ。」（以下、「杭設置命令」と言います。）などと杭設置が命じられている判決のことです。これは、和解調書やADRの特定和解で「被告（相手方）は、原告（申立人）に対し、点〇と点〇に境界杭を設置する。」と記載されている場合でも、理論上は同じです。

### 3. 代替執行申立

杭設置命令は、設置を命じられた被告自身でなくても、他の者も行うことができる代替的作為義務ですから、原告は、被告が杭設置に応じない場合、杭設置の「代替執行」という強制執行を申し立てることができます（民法412条1項参照）。即ち、原告(執行手続きでは原告=申立側を「債権者」、被告=相手側を「債務者」と言います)は、裁判所に対して、代替執行申立=具体的には「債権者の申立を受けた執行官は、別紙物件目録1土地と同目録2の土地の境界である別紙現況測量図A及びBの各点上に、債権者の費用負担を1、債務者の費用負担を1とする割合の費用負担で、それぞれコンクリート製の境界標を設置することができる。」との決定を求める申立を行い、その理由として「債務者は、債権者に対して、…境界標を設置する義務を有するところ、債務者は、この義務を履行しない。」とする申立を行います。

### 4. 代替執行費用支払申立

境界杭を設置するためには、設置作業を行う土地家屋調査士の費用が必要で、杭設置命令にも「被告の費用負担割合」が示されていますから、被告(債務者)に対して費用負担(支払)を求めるため、代替執行費用を支払申立=「債務者は、…境界標を設置するための費用として、あらかじめ債権者に対して〇〇,〇〇〇円を支払え。」、その理由として「債権者は、債務者に対し、…執行力ある判決正本に基づき、…債権者の費用負担を1、債務者の費用負担を1とする割合の費用負担で、…境界標を設置する義務を有するところ、債務者は、この義務を履行しない。」という申立をします。この場合、裁判所に対して、「杭設置費用の見積書」を提出しますが、具体的には、例えば境界標1本につき22,000円の見積書と、33,000円の見積書を提出し、安い22,000円の設置費用額の支払いを命じる「費用支払命令」を出してもらうようにします。

### 5. 代替執行決定・費用支払命令

これに対して、裁判所は、被告(債務者)の意見を聞いた(書面で審尋した)うえで、「代替執行の決定」=「1.債権者の申立てを受けた執行官は、別紙現況測量図A及びBの各点上に、…とする割合の費用負担で、…境界標を設置することができる。2.債務者は、…境界標を設置するための費用として、あらかじめ債権者に対して〇〇,〇〇〇円を支払え。」という代替執行と費用支払命令の決定をします。

### 6. 執行官に対する執行申立

次に、原告(債権者)は、上記の代替執行命令の正本を添付して、執行官に対して、杭設置の「強制執行申立」を行います。申立を受けた執行官は、原告(債権者)と打ち合わせて「執行期日」を決定し、決定された執行期日に、杭設置(工事)の執行をすることになります。しかし、執行官は自分自身で「杭設置工事」自体をすることはできませんから、原告が依頼した土地家屋調査士が実際の杭設置工事を行います。但し、土地家屋調査士は、執行官の指示にしたがって、判決で指示されている境界であるA点及びB点を正確に探索し、その点に正しく境界杭を設置することが必要です。土地家屋調査士の杭設置が終了すると、執行官は、設置された杭の状況を写真撮影し、執行調書に原告(代理人)の署名などを求めて、執行手続きは終了します。そして、執行官は、後日、執行調書

を完成させて、当事者に執行調書を郵送します。

執行官に対する執行申立書は、後掲のようなものです。

## 7. 執行費用額確定処分申立

杭設置の強制執行自体は、これで終了ですが、原告としては、被告に対して、杭設置(の工事)費用や代替執行申立の費用(印紙代、切手代)、執行官の費用等の支払いを求めるため、裁判所書記官に対して、執行費用額確定処分の申立を行い、その確定決定を得て、被告にその支払いを求めることとなります。但し、この費用額確定処分の申立は、民事裁判の訴訟費用を確定する申立と同じで、150円とか300円などの額を積み上げて計算する必要があり、とても煩瑣なものですし、それほど高額でもないのに、その取立ての強制執行の手間までを考えると費用対効果の面でとても全額回収までの手続きを行う意欲がでないものです。

## 8. 「官民境界」に関連する場合の留意

以上の通り、杭設置強制執行手続きは裁判所の境界確定判決及び杭設置命令判決に基づいて執行官が判決の指示する境界点に境界杭を設置するというものですが、例えば直線の市道の片側に接して隣接する甲土地と乙土地の道路側境界点(A)を確定する場合、原告甲は、市を被告とする必要はなく、乙だけを被告とすれば良いというのが判例ですから、上述した境界確定・杭設置命令訴訟も、甲が原告、乙だけが被告となって遂行されればよく、判決も甲と乙の間だけで言い渡されます。そうすると、本来、境界確定に利害関係があるはずの市が除外されますが、市との関係は、事前に甲(が依頼した土地家屋調査士)が「官民境界確定」の手続きを執り、そこで「数値資料(座標)」をもって境界確定(協議)をしておき、その「確定」した境界について、乙との間で境界確定判決をしてもらい、その境界(A点)に執行官の指示によって境界杭が設置されれば、市としても、なんらの異議はないということのようです。

以上

・参考資料

<b>強制執行申立書</b>		受付印	
名古屋地方裁判所 執行官室 御中 令和〇年〇月〇日		予納金 円 担当区	
<b>(当事者の表示)</b>			
〒487-0000 愛知県〇〇市〇〇町五丁目2番地3		債権者 ○ ○ ○ ○	
〒460-0000 名古屋市中区〇〇丁目〇番〇号 広小路△△ビル〇階 (送達先)		債権者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○	
Tel 052-123-1234 / Fax 052-321-4321			
〒456-0000 名古屋市〇〇区〇〇町一丁目3番2号		債務者 ○ ○ ○ ○	
<b>(執行の目的及び執行の方法)</b> 代替執行 (授權決定記載の点に境界杭設置)			
<b>(目的物の所在地—執行の場所)</b>			
名古屋市中区〇〇一丁目1番土地と同所2番土地との境界			
<b>(債務名義の表示)</b>			
名古屋地方裁判 令和〇年(ワ)第〇〇〇号事件判決 (同裁判所令和〇年(ヲ)第〇〇〇〇号 授權決定)			
請求金額		円 (内訳は別紙のとおり)	
<b>(添付書類)</b>		1 執行の立会い <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	
1 執行力ある債務名義の正本	1 通	2 執行の日時	月 日 希望
2 送達証明書	1 通	3 執行日時の通知	<input type="checkbox"/> 否 <input checked="" type="checkbox"/> 要
3 資格証明書	通	4 同時送達の申立	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
4 委任状	1 通	5 関連事件の事件番号	
5 債務者に関する調査表	通		
<input checked="" type="checkbox"/> 執行調書謄本を関係人に交付してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 事件終了後、債務名義正本・送達証明書を返還してください。 <div style="text-align: right;">債権者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○</div>			
電子納付用登録コード			

(あしがき)

今号は、いつもセンターにご協力いただいている弁護士の北條先生から皆さんが今後、業務で出会うかも知れない執行官の立会のうえ、われわれ土地家屋調査士が境界設置をするという強制執行のご報告でした。

**来年1月27日(月) ウィンクあいちにおいて、あいち境界問題相談センター運営担保研修会を予定しています。**ADRに興味がある会員の方は一度ご参加ください。

きっと、センターへの申立てにより、今後、業務をしやすくすると思います。境界問題が発生したら、まずは当センターにご相談ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)

電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

## 土地家屋調査士 仕事体験報告

愛知会では土地家屋調査士の知名度の向上及び制度広報の一環として、名城大学において寄附講座を開講しています。同講座を受講された学生の中から、さらに土地家屋調査士のことを知りたいと希望する学生を対象に、仕事体験の機会を設け実施しています。

今年度の「名城大学夏季仕事体験」には3名の学生から応募がありました。代表して、土地家屋調査士法人あいた事務所で仕事体験をされた倉岡さんにお話を伺いました。また取材日に同事務所が募集して仕事体験をされていた田中さんにもお話を伺いました。

### ■ 学生氏名、大学

倉岡さん 名城大学法学部 3年生

田中さん 名古屋大学工学部 2年生

### ■ 受入事務所

名古屋東支部 土地家屋調査士法人あいた事務所  
(名古屋市東区)

### ■ 参加日数

倉岡さん 3日間 (令和6年8月28日～8月30日)

田中さん 1日間 (令和6年8月30日)

### ■ 実習内容

1日目 (8月28日)

- ・現地調査

2日目 (8月29日)

- ・測量機器を使用した測量作業、ソフトへのデータ入力等

3日目 (8月30日)

- ・図面作成、開発設計等



田中さん(左)、倉岡さん(右)



### ■ 学生さんに聞いてみました！

Q 仕事体験先として、「土地家屋調査士」を選んだ理由を教えてください。

- ・名城大学の寄附講座で土地家屋調査士を知り、面白そうだと感じたため、仕事体験を申し込みました。(倉岡さん)
- ・インターンの斡旋会社で土地家屋調査士を知り、面白そうだと思い申し込みました。(田中さん)

Q 調査士業務を体験して、良かったと思うことを教えてください。

- ・実際に測量機器に触れることができ、とてもいい経験になりました。
- ・大学で都市計画を学んでおり、道路計画の実務を体験することができて、とても良かったです。

Q 職業を選択するとき、何を重視して選びますか。

- ・しっかり休みがとれる体制かどうかを重視したいです。
- ・子育てをすることを考えると、時間にゆとりがある職業を選びたいと思います。

・安定した収入を得たいです。

## ■土地家屋調査士法人あいた事務所 代表社員の梶田光太郎会員に聞いてみました！



倉岡さん(左)に説明する梶田会員(右)

梶田光太郎会員は、昭和54年6月に入会され、45年間土地家屋調査士として活躍されています。梶田会員の事務所は、今回の愛知会「名城大学夏季仕事体験」の他に、インターン紹介会社にも登録されているそうです。今回取材をした名城大学の学生さんと一緒に仕事体験をされていた名古屋大学の学生さんもインターン紹介会社から仕事体験に申し込みをされた方でした。

梶田会員にインターンを始めたきっかけについてお聞きしたところ、ある時期を境に求人をしていても応募が来ないことがあったそうです。現在、人手不足で土業よりも大手企業に就職する学生が多く、このままでは調査士制度が危うくなるのではないかと感じて、調査士業界に有望

な人材を増やしたいという熱い思いと、土地家屋調査士の知名度の向上、制度広報の一環になればと考え、インターンを始められたそうです。

## ■取材をした感想

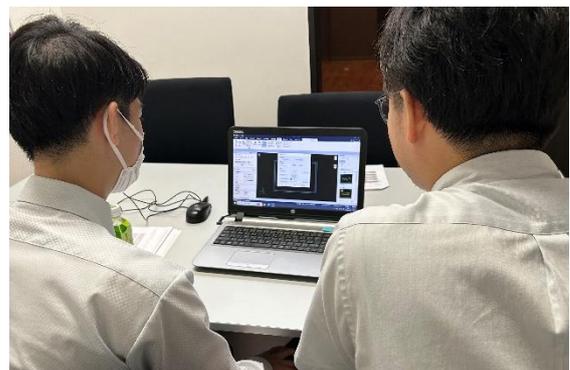
今回の仕事体験では、調査士に興味を持ってくれた学生が、実際に調査士業務に携わることができ、日常の業務を知ることができるととてもいい機会であると感じました。

現在、学生に向けての広報活動として、今回応募してくれたきっかけでもある名城大学での「寄附講座」や名古屋自由業団体連絡協議会主催の「大学生のための資格業ガイダンス」を4校の大学で開催しています。

そして広報部、広報戦略PTでは、さらに土地家屋調査士の魅力を伝えるために、斬新な学生向けパンフレット、動画等を準備しています。今後も私たちの業界が学生たちに少しでも興味を持ってもらい、有望な人材が入ってもらえるよう広報活動を進めていきます。

梶田会員から45年間の調査士業務について、私たちにもいろいろとお話をいただき、時間が経つのも忘れるぐらいとても有意義な時間でした。梶田会員ありがとうございました。

(副会長 大岩 芳伸、広報部部員 岡地 裕治)



## 広がる道路 広がる安心 狭あい道路解消シンポジウムに参加して

主 催：日本土地家屋調査士会連合会  
会 場：千葉県教育会館 新館大ホール

### 講演内容

1. 「狭あい道路が消防・救急活動に与える影響」
2. 「狭あい道路と宅地の評価」
3. 「千葉市における狭あい道路拡幅整備事業について」
4. 「狭あい道路解消に向けた取り組み」
5. 「街づくりにはたす土地家屋調査士の役割」



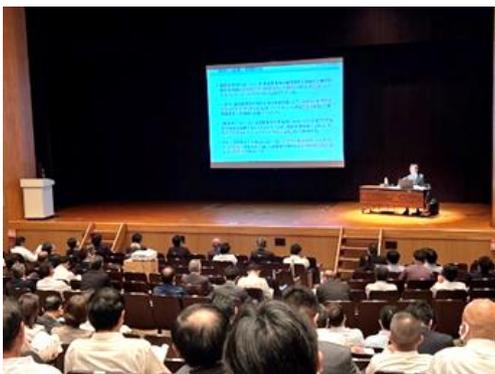
10月17日に日本土地家屋調査士会連合会主催の「狭あい道路解消シンポジウム」に参加してまいりました。今回のシンポジウムは5名の方より、それぞれの立場から、狭あい道路を解消する必要性について講演がありました。

その中で消防署消防次長の方より「狭あい道路が消防・救急活動に与える影響」について講演があり、狭あい道路の解消について現場からの声がとても印象的でしたので、報告させていただきます。

火災の時に消防隊は、いち早く火災現場近くに行く必要がありますが、狭あい道路であるために現場付近に到着できず、ホースカーを利用しホースをつなぎ合わせるために時間がかかってしまい、現場に到着する時間が遅延するそうです。火災の時は一刻も早く現場近くまで行き消火活動をする必要があるそうです。

狭あい道路の場合は消防活動のためのスペースが不足してしまい、放水開始までの時間が遅延し、道路が狭いため家屋が密集している状態になる。そのため延焼拡大する可能性が高くなり延焼率も高くなるそうです。また丁字路を消防車両が左折や右折する場合に隅切りがないと車両が曲がれない場合があるそうなので、隅切りが必要になる説明もありました。

救急車の幅は約1.9mで、一般的なメインストレッチャーの全幅は0.55~0.6m程度だそうです。道路幅は最低でも救急車両とストレッチャーの幅がないと救急活動が困難になり、救急車で傷病者を収容できないそうです。救急は1名の命を助けるのが使命なので、狭あい道路は解消したいと仰っていました。



昨今、災害が多く発生しておりますが、狭あい道路を解消することで県民、市民の安全安心な暮らしにつながってきます。これからも土地家屋調査士として狭あい道路の解消にむけて各方面でアピールをし狭あい道路解消に取り組んでいきます。

(副会長 大岩 芳伸)

## 第2回定例研修会報告

令和6年度第2回定例研修会について、以下のとおり報告します。

### 研修内容・講師

第1部 土地家屋調査士の視点に基づく時効制度の検証について  
～あなたは土地家屋調査士として対処できますか？～

講師：当会研究所研究員 花宮賢二 会員

第2部 「一点一成果採用基準」とその運用方法  
～今、なぜ「一点一成果」なのか～

講師：当会研究所研究員 杉山晴康 会員



### 日時・会場・出席者数

[名古屋会場]

日時 令和6年9月10日(火)

場所 岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール

会場出席者数 187名 補助者 5名

[豊橋会場]

日時 令和6年9月24日(火)

場所 豊橋商工会議所3階ホール

会場出席者数 87名 補助者 1名

[YouTube 配信]

配信日時 令和6年10月15日(火)～令和6年3月31日(月)

※単位取得可能期間は令和6年11月5日(火)

WEB アンケート回答数(出席者数) 105名

合計出席者数 379名 補助者 6名



第1部では当会研究所研究員 花宮賢二会員に土地家屋調査士の視点に基づく時効制度の検証について、私たちが日常業務で避けられない越境や時効取得について講義いただきました。土地家屋調査士は筆界を明らかにする業務の専門家ですが、筆界と所有権界が相違することがあり、越境は避けられません。その場合、土地所有者から時効取得等について質問されることがあります。私的見解ではありますがこの講義が参考になったのではないのでしょうか。個人的には、屋根の軒先、ベランダ、出窓等の空中設置物が占有しているとはいえないと判断されるとの考えが勉強になりました。

第2部では当会研究所研究員 杉山晴康会員に「一点一成果採用基準」とその運用方法について講義いただきました。筆界点の一点一成果については、各会員によって考え方が異なると思います。近年、任意座標系から世界測地系で測量することになり、隣接地が世界測地系で境界確定されている場合、既設境界標の座標値と自身の測量成果と誤差がある際、どちらの座標値を採用するか悩まれることがあると思います。この講義である程度の判断基準が示されたと思います。個人的には、他の土地家屋調査士が境界標に動きがないか確認できるように境界確定図等に境界標設置時に使用した多角点を表示するようにしています。



(研修部理事 稲山 亮二)



# 01

## 熱田支部 高橋事務所を突撃！

今回の突撃先は、熱田支部の高橋健二事務所です。名古屋市緑区にある自宅兼事務所は、鉄筋コンクリート造り3階建ての建物です。2階の自宅ベランダでは、おいしそうな巨峰がたくさんなっていました。(びっくり！)



自宅ベランダで巨峰を栽培！



# 03

## 事務所の人員体制・勤務時間

調査士2人、補助者3人です。

8:30からミーティングを行い、遅くとも19:00には業務を終了するとのこと。土日祝は休みで、有給休暇も法定日数あり、労働環境が良く長期勤務される方が多いそうです。



◀ 整理整頓された事務所

# 02

## 活動エリア

愛知県中心に測量、分筆、表題登記をしているようですが、東京、大阪でも測量の仕事をしたことがあるそうです。(凄い！) 広範囲で仕事をしているので、それが勉強になり、また事務所の強みだそうです。



事務所は名古屋市緑区の扇川沿いにある商業地区にありますが、川にはサギが生息するような静かさもあある町です。

# 04

## 開業・資格取得



▲ 調査士会からの表彰状



▲ 古い資料がたくさん

出身は岐阜県可児市で、21歳ごろ名古屋に出てきました。当初サラリーマンをしていましたが、独立がたく、50年前に独学で調査士を目指し、試験に合格して開業したそうです。そのため、古い資料が所狭しと山積みになっていました。

# 05

## 調査士業について

現在74歳で、生涯現役を通すとのことです。調査士業は自分に合っているので、この仕事を大事にし、調査士会のおかげで、現在の自分があるので、会を盛り立てていきたい。そのためにも、調査士会の会合は出席しているそうです。



仕事内容がわかるように、毎日欠かさず『日報』を書いているそうです。(すばらしい!)

日報とおすすめの冊子  
「帝王学」アパホテル(株)  
代表取締役専務 元谷 拓



# 07

## いろいろな会合に参加



いろいろな会合に参加して、人脈を広げ、また人の嫌がることを積極的に行うことで、人とのつながりができ、それが仕事に結びつくとのことです。



# 09

## 趣味は旅行

愛車で旅行♪

海外旅行を年に1、2回、国内旅行も2か月に1回愛車で行くことが多いそうです。



# 06

## 見積り



仕事は正確に、そしてきちんと納期を守らないと信用がなくなる。そのため一人で出来ることには限界があるので、見積価格は下げない。そのためには、例えば、不動産に関するお客様の悩みに対し、他の士業と連携してワンストップで問題解決できることが、付加価値になり、適正価格につながるとのことです。

# 08

## 仕事のこだわり

依頼者寄りの偏った考えはよくない。立ち会った隣人も依頼者になることがあるので、丁寧な対応を心掛けています。



# 10

## おいしいものが好き

事務所隣の中華料理店「錦香園」がおいしくて、週に4、5回行きます。また、名古屋の錦にも月3、4回は食事会に行きます。



## 広報委員の感想

お忙しいところ高橋健二会員には、快く取材に応じていただきまして、誠にありがとうございました。

取材の時に、奥様にはお茶などお気遣いいただき、大変お世話になりました。高橋健二会員は、50年近くもの長い間、調査士を続けてこられただけに、取材中の言葉に重みを感じました。特に、現在自分があるのは愛知県土地家屋調査士会のおかげで、そのため、みんなで盛り立てていきたいとの言葉が印象的でした。(宮澤 幸男)

## 事務局からのご案内

### 11 月の入会者

ぎのざ としひこ  
宜野座 俊彦 (昭和支部)

愛知第 3150 号

〒467-0006

名古屋市瑞穂区御荻町 3 丁目 22 番地

TEL 052-875-8116

FAX 設置なし

福岡会から転入

おかもと かずや  
岡本 和也 (東三支部)

愛知第 3151 号

〒440-0011

豊橋市牛川通二丁目 4 番地 10

TEL 0532-73-2989

FAX 0532-55-5330

### 事務所変更

松本 正 (一宮支部)

愛知第 2933 号

〒491-0837

一宮市多加木一丁目 15 番 5 号

TEL 0586-73-1008・FAX 0586-73-1040

木下 勤 (昭和→知多支部)

愛知第 2702 号

〒470-2386

知多郡武豊町字緑台六丁目 54 番地 18

TEL 0569-73-7180・FAX 0569-59-0672

### 退会者

近藤 芳伸 (昭和支部)

愛知第 1842 号/昭和 58 年 9 月入会

小松 隆義 (名古屋北支部)

愛知第 1318 号/昭和 43 年 5 月入会

山田 延子 (知多支部)

愛知第 1856 号/平成 26 年 9 月入会

小林 勝重 (東三支部)

愛知第 1774 号/昭和 56 年 10 月入会



### 12 月の会務予定

- 2 日 広報委員会
- 3 日 総務、財務、社会事業部会
- 4 日 業務、研修、広報部会
- 6 日 自由業第 3 回当番会
- 10 日 第 2 回勉強会
- 11 日 支部長会議
- 12 日 年次研修委員会
- 13 日 研究所全体会議
- 18 日 理事会
- 20 日 三會会長会議 (大阪会)  
第 7 回筆界調査委員養成講座
- 27 日 広報戦略 Zoom 会議



### 補助者証の有効期限に ご注意ください

有効期限が切れている場合、補助者退職届又は再交付申請書の提出が必要です。  
[愛知会 HP>会員の広場>ダウンロード>会員・補助者の登録に関する届出書>補助者からダウンロードしてご利用ください。](#)  
 書式・必要部数・提出先等の詳細については、[同 補助者>補助者の届出にあたり提出するもの](#) をご確認ください。



 業務に関するお知らせ（10月16日から11月15日まで）

ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

月日	標 題
10月23日	日調連研修管理システムの移行に伴うmanaableへの利用登録について
10月31日	地積更正登記業務（近畿農政局住吉宿舍（大阪市住吉区））の見積依頼公告について
11月1日	令和7年度役員選挙公告
11月7日	令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について
11月7日	名古屋市「盛土規制法運用開始に関する説明会」の開催について
11月8日	調査士報告方式における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて（注意喚起）
11月11日	令和5年度名古屋市内の測量履歴簿の追加について
11月12日	令和6年度第2回定例研修会のアンケート結果について
11月12日	令和6年度国有農地等測量・境界確定委託事業について

事務局

年末年始休業のお知らせ



2024 12/28(土) ~ 2025 1/5(日)

1/6 (月)から通常業務です



表紙写真 「映えるテレビ塔」 名古屋西支部 近藤 正行

撮影場所：名古屋市中区 ふと見上げたら、鮮やかなテレビ塔が見えたので、撮ってみました。

編集

後記

先日、学生時代によく通った公園へ、同窓の友人と行ってみました。公園の中央に一段高くなった場所があり、段の中央を見ると、明治36年に設置された三角点の石杭でした。たいそう立派な石杭でしたが、在学当時は全く気付かず、座るのに丁度よい高さの段差だと思っていました……人間、興味のないことは視界に入らないものですね。皆さんに興味を持っていただけるように、頑張ります。  
(広報委員 中村 奈央子)

- 発行日 令和6年12月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会  
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号  
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページのURL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>